

## ◆自動捕捉式はかり検定のお知らせ

一般社団法人九州計量士会

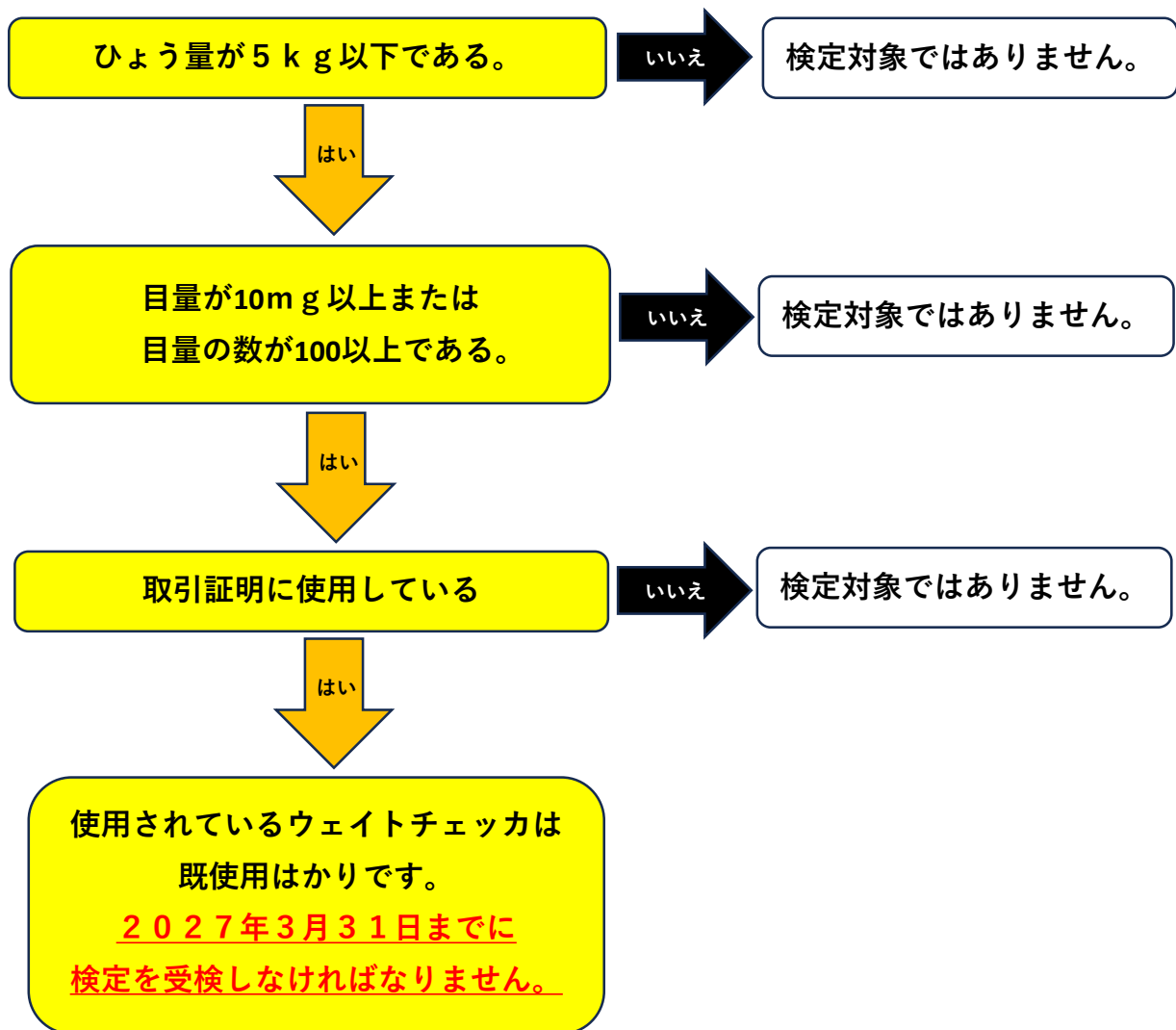
自動重量選別機（ウェイトチェッカ）は、計量制度に関する政省令の改正により

取引証明に使用している場合は、検定を受検することが義務化されました。

ウェイトチェッカは自動重量選別機の自動捕捉式はかりに分類されてます。

## ◆現在使用中のウェイトチェッカ（既使用はかり）は 検定対象なのか？

以下のフローチャートをご確認下さい。



## ◆新規購入のウェイトチェッカ（新規はかり）は 検定対象なのか？

2024年4月1日以降、取引証明に使用するために購入するはかり（新規はかり）は設置後に検定を受検しなければなりません。